

平成 2 1 年度

事 業 計 画 書

財団法人対日貿易投資交流促進協会

## 平成 21 年度事業計画書

自 平成 21 年 4 月 1 日

至 平成 22 年 3 月 31 日

わが国経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面のみならず国内需要も停滞し、企業業績や雇用情勢の急速な悪化など極めて厳しい状況にある。1 月 19 日に閣議決定された「平成 21 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、「世界の経済金融情勢の悪化によっては、景気の下局面がさらに厳しく、また長くなるリスクが存在することに留意する必要がある」とされている。

こうした状況に対処するため、米国においてはオバマ新政権が 7,870 億ドルに及ぶ景気対策を打ち出しており、わが国政府も「安心実現のための緊急総合対策」等により対応を図りつつある。

他方、世界的な景気後退を背景に保護貿易主義的な動きが出てくるのではないかと懸念が高まっている。こうした動きを防止するためにも、わが国が自ら率先して外国企業の日本市場へのアクセス円滑化や対日直接投資の活発化を図ることがわが国経済のみならず世界経済の回復にとっても重要となっている。

対日輸出とも密接なかかわりを有する対日直接投資については、政府の投資促進への継続的取り組みもあり順調に拡大、2007 年末における対日直接投資残高は 15.1 兆円(対 GDP 比 2.9%)となった。しかしながら、2008 年後半には対前年同期比で減少傾向がみられるようになってきている。このため、2010 年に GDP 比 5%程度を目指すという目標達成し地域経済の活性化を図るためには、厳しい内外の経済環境の下で、外資誘致に向けた一層の取り組みが必要となっている。

かかる状況下、当協会の財政基盤や事業環境も厳しい状況に置かれているが、組織運営の一層の効率化・人員配置の見直しを図ることにより、事業の二本の柱である「対日アクセス支援」と「対日投資支援」を融合させた「対日ビジネス交流支援事業」を平成 20 年度に引き続き基幹事業と位置づけて事業展開を図ることとしたい。平成 20 年度後半から当協会が提供する輸入ビジネスに関する情報へのニーズが高まりをみせる一方、対日アクセスに関する在日外国公館との連携並びに対日投資促進に関する地方自治体やその関連機関との関係強化も進んでおり、対日アクセスに関して培ってきた経験を生かしつつ、対日投資支援事業の一層の充実を図る。

具体的な事業方針・計画は、次頁の通り。

## ・対日投資支援事業への取り組み

- ( 1 ) 対日直接投資の促進は、わが国にとって引き続き重要政策課題の一つである。政府の投資促進への継続的取り組みもあり、GDP に占める対内直接投資残高は2007 年末で 2.9%まで高まったが、依然として 2 %台と低く、2010 年に 5 %程度を目指すという目標達成のためには、対日投資の絶対量を増やすことが喫急の課題である。また、絶対量の増加に必ずしも直結はしない可能性があるものの、わが国地域経済活性化の視点からは、既進出外資系企業による二次投資の促進も極めて重要である。
- ( 2 ) ミプロは、平成 1 9 ~ 2 0 年度に、外部専門家等を委員とする「対日投資研究会」開催し、外国企業の地域への進出の実態、阻害要因、地方自治体による外資誘致への取り組みと課題等について調査・研究を行ってきた。この研究会での調査・研究を通じて明らかになった点の一つは、企業誘致を目指す地方自治体側と地域情報を必要とする外資や在日外国公館との間で適切な情報のやりとりがうまく出来ず、情報需給のギャップが深まる悪循環が生じているということであった。このため、外資系企業の誘致に積極的で、かつ相当な予算を投じている地方自治体ですら、依然として外国企業や在日外資系企業とのネットワークに乏しく、また対外的な知名度の低さから、地域へ外資を呼び込むことが十分にはできていないのが現状である。
- ( 3 ) こうした状況を踏まえ、平成 2 1 年度ミプロは、関係機関との連携を深めながら、上記「対日投資研究会」の成果を基に地方自治体等に対して提言を行うとともに、企業誘致に熱心な地方自治体等を束ね、地域の投資ポテンシャルを積極的に広報するための地方自治体の活動への支援を強化し、外国企業・外資系企業の地域への立地を押し進めていくこととしたい。
- ( 4 ) 具体的には、
  - 外国企業誘致を進める地方自治体を対象に「戦略的な情報発信力の強化」をテーマとする研究会を立ち上げる。
  - 地方自治体等を対象に「対日投資支援セミナー」をシリーズで開催する。併せて、外国人による起業を支援するセミナーを開催し、意欲ある外国人起業家を地方自治体等の支援機関につないでいく。
  - 地方自治体企業誘致担当者と在日外国公館・外国機関や外資系企業とのネットワーキングの機会を提供していく。
  - 対日アクセス支援事業ともからめて、対日投資個別案件についてマッチング支援を行う。

## 1. 事業概要

### (1) 地方自治体の地域情報発信力強化支援

外国企業誘致に意欲的に取り組む地方自治体を支援するため、「戦略的な情報発信力の強化」をテーマとする「外国企業誘致広報戦略研究会」(仮称)を設け、現状と問題点を洗い出し、地方自治体にとって効率的かつ効果的な情報発信とは何かを追究することで改善策をとりまとめる。

上記研究会で浮き彫りになった問題点等を踏まえ、地方自治体の企業誘致担当者を主たる対象とする「外国企業誘致広報戦略講座」(仮称)を「対日投資支援セミナー」としてシリーズで開催する。「海外向け企業誘致ホームページの効果的作成」「展示会・見本市における広報テクニック」等のテーマ毎に外部専門家を講師として実施する。なお、本講座用に教材作成し、講座に参加できない地方自治体幹部にも幅広く配布する。

上記「講座」の一環として、対日アクセス支援事業の一環として実施する在日外国機関関係者との連絡調整会議ともからめて、地方自治体企業誘致担当者と在日外国機関・外資系企業とのネットワーキング・ミーティングの機会を設け、効果的情報発信実践の一助とする。

上記事業の実施に当たっては、国内外の関係機関との連携を一層図っていくこととする。

### (2) 外国人の起業支援

ミプロでの個別相談等をきっかけに日本で開業しビジネスをスタートした外国人等を講師として、在日外国公館等とも連携して外国人留学生等在日外国人を対象とする「起業セミナー」を開催する。

起業のための手続きガイドブックなど資料を作成するとともに、「アジア起業家村推進機構」等起業支援機関に繋ぐなど具体的な起業案件への支援を行う。

### (3) 個別マッチング支援

企業・在日外資系企業の動向に精通した外部専門家を通年でリテインし、在日外資系企業の投資ニーズの発掘を行うとともに、こうした投資情報をわが国自治体に適時提供し、自治体を通じて国内企業とのアライアンスのための個別マッチングを行う。

## . 対日アクセス支援事業

- (1) 世界的な景気後退を背景とする現下の厳しい経営環境、雇用環境において、輸入ビジネスの起業・創業、輸入品を取り扱うことによるビジネスの活性化、経営強化に関する情報へのニーズは高まりを見せている。また、国民の健全かつ安全な消

費生活を脅かす諸問題に対応して、消費者及び事業者に対して輸入及び輸入品に関する各種情報の提供を行なうことにより、各種法令や諸制度の周知及び遵守等の普及啓蒙を目的とする事業についても益々重要度が増している。加えて、保護貿易主義的な動きを防止するためにも日本市場へのアクセス円滑化に取り組むことが重要となっている。

- (2) こうした状況を踏まえ、平成21年度においてミプロは、対日アクセス支援が対日投資につながるとの認識のもと、在日外国公館等と連携した対日アクセスの円滑化のための事業、輸入ビジネスの起業支援、知的財産権、製品安全等特定政策課題への取り組みを重点に実施する。小口輸入推進事業については、個別相談によるコンサルティングを軸とし、ネット相談の活用等も含めた迅速且つ効率的な事業展開を図る。
- (3) また、EPA（経済連携協定）等の推進・拡大も視野に入れつつ、アジア諸国等のデザイン力強化のための海外優秀デザイン紹介事業、発展途上国産品の対日アクセス支援に寄与する事業等を引き続き実施する。

## 1. 事業概要

### (1) 対日貿易・投資情報センター運営事業

「ミプロ情報センター」(東京・池袋)において、輸入・投資に関する手続きに関する情報の提供、海外製品のサンプル・カタログの展示、模倣品の展示、会社設立等対日投資に係わる許認可、諸手続きに関する相談・情報提供を実施するとともに、対日アクセスや対日投資に係る参考資料を作成する。

### (2) 対日貿易円滑化事業

日本市場の特性、個別マーケット情報を取りまとめ対日ビジネスの魅力をアピールする資料を作成し、在日外国公館や外国企業に提供するとともに、在日外国公館等と連携し、対日ビジネスミッションを対象にセミナー等を通じた情報提供を行う。

### (3) 小口輸入推進事業

輸入ビジネスの起業・創業や輸入品を取り扱うことによるビジネスチャンス拡大および経営強化を支援するための個別相談、主要都市の商工会議所等のニーズに応じた研修会・相談会の開催、調査及び参考資料の作成、アジアや米国等で開催される見本市への視察・商談ミッション派遣等の事業を実施する。

### (4) 対日貿易・投資推進事業

対日投資支援事業ともからめて、起業・会社設立を目指す外国人を対象とするセミナーを開催する。

在日外国公館等とも連携し、海外の製品情報等を紹介するセミナー等を開

催する。

海外の優れた製品を発掘し、日本のエンドユーザーに紹介するために東京で開催されるイベント、展示会に出展・参加する。

アジア諸国等のデザインの優れた商品を発掘し、日本に紹介する。

( 5 ) 知的財産権保護等対策事業 ( 模倣品等対策情報提供事業 )

模倣品・海賊版問題、インターネットにおける知財保護等に関する資料を収集し、展示コーナーにて閲覧に供する。併せて、パネル等により主に消費者向けに知的財産権保護についての情報を提供する。

知的財産権の専門家による知的財産保護をテーマとするセミナーを開催し、輸入ビジネスにかかわるビジネス・リスクの回避に役立つ情報を提供する。知的財産保護に関する情報をより広く提供するため、上記セミナーの内容をまとめたレポートや弁護士等専門家による知財保護に関する参考資料を作成する。

また、輸入関連業界団体等と連携して、外国ブランドの模倣商品の輸入・製造及び流通を阻止するための資料として「2010年版外国ブランド権利者名簿」を作成する。

( 6 ) 製品安全関連情報提供事業

消費者・事業者を対象にして、食品や製品の安全に関する情報を提供するためセミナーを開催するとともに参考資料の作成・配布を実施する。

( 7 ) 途上国産品支援事業

発展途上国のサンプルを収集し、ミプロ情報センター内の途上国産品展示コーナーにおいて展示し、ビジネス関係者、消費者に紹介する。

発展途上国製品に詳しい専門家によるセミナーを事業者や途上国支援に係わる NPO 関係者、エンドユーザー等を対象に実施する。

上記セミナーの内容をまとめたレポートや展示コーナーの広報パンフレットを作成する。

ミプロ情報センターにおいて、展示パネル等により、アフリカ、アジア、途上国各国フェアを開催する。

発展途上国製品の一層の対日アクセス促進、途上国の産業支援の参考とするべく、発展途上国大使館関係者及び発展途上国製品輸入業者等による交流会・情報交換会を実施する。

・ 国際経済調査交流等事業

欧米各国等との対日貿易投資関係を円滑かつ適切に対応するため、最重点国である米国においてワシントン事務所を引き続き設置し、より活発に運営するとともに、各国政府機関・経済界等との接触・交流・情報収集等の経済交流活動など、以下の事業

を行う。

- ( 1 ) 当協会の事業を、最重点国である米国において円滑かつ適切に推進するため、ワシントン事務所の機能を活用し、
  - ・米国政府及び各州政府機関並びに業界等に対し、輸入円滑化及び対日投資促進に役立つ情報等の提供を行う。
  - ・米国における対日アクセス策について調査を行う。
  - ・その他、当協会事業全般の米国における窓口として、関係先との調整等に当たる。
- ( 2 ) 各国政府関係機関・経済界等との接触・交流・情報収集等の経済交流活動を通じて、わが国の輸入円滑化及び対日投資に対する姿勢について諸外国の理解を深める。
- ( 3 ) 各国政府関係機関・商工会議所・輸出組合等の対日輸出促進策及び対日投資策について 調査を実施する。

#### ・受託事業

- ( 1 ) 輸入住宅産業協議会との緊密な連携を図り、同協議会の管理・運営業務、広報・情報提供業務を受託する。
- ( 2 ) ( 社 ) 日本機械工業連合会より、機械産業分野への対日投資の参考に資する資料作成の受託を予定。

#### V . その他

- ( 1 ) 英国市場協議会、オランダ/ベルギー・ルクセンブルグ市場協議会とはミプロ発足以来、同国からのミッションの受け入れ、セミナー・商談会の開催等を通じ、幅広い事業協力を実施しているが、今年度も同協議会事務局をミプロ事務所内に設置し、今後とも緊密な連携のもとに事業展開を図る。
- ( 2 ) IT 化の促進を図るとともに、ミプロ・インターネットホームページの利用率向上を目指し、アクセスし易いトップページへの改良、関連HPとのリンク拡大、最新データの内容更新により各種展示会・セミナーの最新情報や、ミプロで作成した様々な情報を国内外に発信する。

また、ミプロ・メールマガジンを活用し、ターゲットを絞った読者にホットな最新情報をピンポイントで配信する。